

東社労第55号-2  
平成24年5月9日

支部長 各位

東京都社会保険労務士会  
会長 柏木 弘文  
( 公 印 省 略 )

厚生年金保険・健康保険の算定基礎届  
及び月額変更届等の提出について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、平成24年5月2日付別添新年発第1号にて、日本年金機構新宿年金事務所（東京都代表事務所）より、「厚生年金保険・健康保険の算定基礎届及び月額変更届等の提出」に関する広報依頼がありました。

つきましては、同内容についてご確認いただきますとともに、貴支部所属会員の皆様への周知方よろしくお願いいたします。また、別添写しにて、貴支部が所属する統括支部長宛て依頼いたしましたので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、会報6月号に掲載するとともに、本会ホームページ（会員ページ）に登載することとしておりますので申し添えます。

(担当：業務課 荻部)



東社労第55号  
平成24年5月9日

統括支部長 各位

東京都社会保険労務士会  
会長 柏木 弘文  
( 公 印 省 略 )

厚生年金保険・健康保険の算定基礎届  
及び月額変更届等の提出について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、平成24年5月2日付別添新年発第1号にて、日本年金機構新宿年金事務所（東京都代表事務所）より、「厚生年金保険・健康保険の算定基礎届及び月額変更届等の提出」に関する広報依頼がありました。

つきましては、同内容についてご確認いただきますとともに、貴統括支部所属会員の皆様への周知方よろしく願いいたします。また、別添写しにて、貴統括支部所属支部長宛て依頼いたしましたので、ご承知おきくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関しましては、会報6月号に掲載するとともに、本会ホームページ（会員ページ）に登載することとしておりますので申し添えます。

(担当：業務課 苅部)

新年発第 1 号

平成24年5月2日

東京都社会保険労務士会

会長 柏木 弘文 殿

日本年金機構 新宿年金事務所

所長 福島 弘文

(東京都代表事務所)



厚生年金保険・健康保険の算定基礎届及び  
月額変更届等の提出について（広報依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から社会保険事業の運営につきまして格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本年も算定基礎届の提出時期が近づいてまいりました。

算定基礎届に基づいて決定された標準報酬月額は、保険料や保険給付額を決定する際の計算の基礎となる大切なものです。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、「算定基礎届」「算定基礎届総括表」及び「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」（以下、「算定基礎届等」といいます。）の届書の作成及び提出にあたりましては、別紙「算定基礎届の提出について」を、貴会会報等により所属会員への周知方ご配意いただきますようよろしくお願い申し上げます。



## 算定基礎届の提出について

日本年金機構  
新宿年金事務所  
(東京都代表事務所)

本年も算定基礎届の提出時期が近づいてまいりました。

算定基礎届に基づいて決定される標準報酬月額、保険料や保険給付額を決定する際の計算の基礎となる大切なものです。届書の作成及び提出にあたりましては、次の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

本年も今後の社会保険事業の参考とするために、「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」の提出にご協力をお願いいたします。

なお、「算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）」につきましては、協会管掌事業所は算定基礎届を送付する際に、組管管掌事業所は平成24年5月分保険料納入告知書（6月送付）を送付する際にそれぞれ同封いたします。

また、今年度から、すべての適用事業所に対し4年に1回、事業所調査を実施することとされたため、適用事業所総数の4分の1程度を年金事務所に来所していただき定時決定時調査を実施させていただきます。

受託されている事業所が対象事業所に選定されましたら、来所による定時決定時調査にご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

### 1. 算定基礎届及び算定基礎届総括表の配付について

算定基礎届等の配付については、会報（平成24年4月号）掲載の平成24年3月14日付「算定基礎届等の社会保険労務士への配付方法の変更について」および同日付「平成24年度社会保険労務士への算定基礎届の配付について(依頼)」に基づき配付いたします。

厚生年金基金の加入事業所については、加入している厚生年金基金から配付される算定基礎届を使用しても差し支えありません。

なお、組管管掌健康保険の加入事業所については、原則として算定基礎届は配付いたしませんので、加入している健康保険組合の算定基礎届を使用してください。

#### (1) 算定基礎届の配付について

平成24年5月2日（水）までに年金事務所へご提出いただいた算定基礎届配付依頼書に基づき、6月15日（金）に配付依頼書記載の送付先へ郵送いたします。

なお、事務取扱上、複数の受託事業所がある場合であっても、受託事業所分を

1つに取りまとめることなく、事業所ごとの封筒により送付いたします。

(2) 算定基礎届（追加分）の送付について

上記（1）で配付する算定基礎届は5月19日時点の情報をもとに作成されており、本来ご提出が必要な被保険者が印字されていない場合があるため、5月31日以前に資格取得した方で、6月初旬までに入力処理が完了した方の算定基礎届については、別途、6月18日（月）に配付依頼書記載の送付先へ郵送いたします。

(3) 厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届（以下、「70歳以上算定基礎届」といいます。）について

厚生年金保険70歳以上被用者該当届(以下「70歳以上該当届」といいます。)が提出されている受託事業所の場合は、算定基礎届等とあわせて送付いたします。

2. 来所による定時決定時調査の案内について

今年度から、すべての適用事業所に対し4年に1回、事業所調査を実施することとされたため、適用事業所総数の4分の1程度を来所による定時決定時調査により実施させていただくことから、一部の受託事業所についても、来所による定時決定時調査を実施させていただきます。

協会管掌分の事業所に対する「算定基礎届及び算定基礎届総括表等」については、6月15日に発送いたしますが、来所による定時決定時調査を行う事業所については、同封の案内文へ「ご来所いただく事業主様には6月22日（金）までに、別途、来所日時等をお知らせする案内文を送付する。」旨を記載しています。

なお、来所による定時決定時調査のご案内については、年金事務所から事業主様へ送付させていただきますので、受託事業所が来所による定時決定時調査の対象事業所とされたか否かの確認につきましては、受託事業所へご確認いただきますようお願いいたします。

3. 社会保険労務士の算定基礎届等の提出方法について

受託事業所の算定基礎届等については、原則として郵送による提出といたしますが、一部の受託事業所につきましては来所による定時決定時調査を実施させていただきます。

(1) 郵送による提出

6月22日（金）までに受託事業所へ定時決定時調査のご案内が送付されていないことを確認のうえ、平成24年7月2日（月）から平成24年7月10日（火）までの間に送付してください。

(2) 来所（定時決定時調査）による提出

6月22日（金）までに受託事業所へ定時決定時調査のご案内が送付されている場合につきましては、お手数をお掛けいたしますが、ご案内で指定された日時に賃金台帳等の必要書類を持参のうえ、来所してください。

なお、各年金事務所間で受託事業所の来所指定日時が重複した場合については、日程変更をさせていただきますので、年金事務所へご連絡願います。

#### 4. 現物給与について

金銭で支払われるものだけでなく、現物で支給される食事、住宅、定期券なども報酬に含まれます。

この場合は、厚生労働大臣が定める各都道府県の標準価額により報酬の額を算出します。東京都及び近県の標準価額は別表のとおりです。

#### 5. 算定基礎届の作成方法について

算定基礎届は、次の点に留意のうえ作成してください。

- (1) 被保険者の整理番号順（年金整理番号順）に作成してください。
- (2) 健康保険と厚生年金保険とでは、標準報酬月額の上限が異なっていますので、ご注意ください。
- (3) 7月・8月・9月を改定月とする月額変更届を提出する方を除いて作成してください。（算定基礎届総括表には、該当する方の人数、氏名を記入してください。）
- (4) 7月2日以降に被保険者資格を喪失する方についても届出が必要です。
- (5) 長期欠勤者や休職者等でも、被保険者資格のある方は届出が必要です。
- (6) 高齢任意加入被保険者の算定基礎届は、他の被保険者とは別に届書を作成してください。
- (7) 標準報酬月額を決定する際には、4月、5月、6月の報酬の支払基礎日数が「17日以上」ある月分の報酬の平均が用いられております。

#### 6. 算定基礎届と同時に提出する書類について

次の届出は、算定基礎届を提出する際に必ず記入のうえ提出してください。

##### (1) 算定基礎届総括表

算定基礎届の提出にあたりまして、届出もれや報酬の算入もれがないかどうかを確認するためのものです。

また、事業所業態分類票を参照していただき、「事業の種類」欄の記載もれがないようご注意ください。

##### (2) 算定基礎届総括表附表（雇用に関する調査票）

当附表については、協会管掌事業所には算定基礎届を事業所に配付する際に、組合管掌事業所には平成24年5月分納入告知書（6月送付）を送付する際にそれぞれ同封いたします。

調査の内容は、賃金実績のある方の方の人数、そのうち社会保険に加入していない方（パートタイマー、アルバイト、外国人労働者を含む）の人数及び勤務状況等となっています。

また、事業所業態分類票を参照していただき、「事業の種類」欄の記載もれが

ないようご注意ください。

(3) 月額変更届（改定月 7 月）

8 月及び 9 月を改定月とする月額変更届は、改定月に提出してください。

(4) 70 歳以上算定基礎届

70 歳以上の被用者がいる場合は、70 歳以上算定基礎届を提出してください。

なお、70 歳以上該当届を提出していない場合は、70 歳以上算定基礎届とあわせて提出してください。

7. 被保険者標準報酬決定通知書の送付について

平成 19 年 4 月から適用関係届の一部が単票様式となりましたので、来所による提出の場合であっても、被保険者標準報酬決定通知書又は被保険者標準報酬改定通知書は後日郵送となります。

なお、返信用封筒を添付する必要はありません。

8. 賞与支払届

年 3 回まで支給される賞与については、標準報酬月額を決定（改定）する際の報酬には含まれませんが、当該賞与については、標準賞与額を決定し毎月の保険料算定と同じ保険料率による保険料が賦課されますので、賞与が支払われた場合は、「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」を提出してください。

なお、平成 19 年 4 月から健康保険における標準賞与額の上限額は、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の賞与累計額が 540 万円となっておりますので、ご注意ください。

9. 電子媒体（CD、DVD 等）による算定基礎届の届出について

電子媒体による届出にあたっては、次の点にご留意ください。

(1) 協会管掌事業所及び組合管掌事業所にかかる届出がある場合は、お手数ですが、管掌区分別に電子媒体を作成し、提出してください。

(2) 算定基礎届の届出についてはお手数ですが、その他の届出とは別に電子媒体を作成し、提出してください。

(3) 東京都社会保険労務士会所属の開業社会保険労務士の「提出元 ID」につきましては、7 桁の会員番号（8 桁の全国社会保険労務士連合会の登録番号とは異なります。）下 4 桁の番号を「提出元 ID」として取り扱います。例えば、会員番号が「13（都道府県別番号）-1（開業）-1234（個人番号）」の場合は、「1234」が「提出元 ID」となります。

また、勤務社会保険労務士の「提出元 ID」は、社会保険労務士コードによらず、事務所整理番号としてください。

(4) 社会保険労務士の提出代行または事務代理にかかる「定型印」につきましては、「磁気媒体届書総括票」に押印してください。

- (5) 電子媒体の提出にあたりましては、破損等がないよう、ケースに入れて提供していただくなどデータ保護にご留意ください。
- (6) 厚生年金保険70歳以上被用者の各種届書につきましては、現時点では電子媒体の対応がされていないことから、管轄の年金事務所へ「届出用紙」によりご提出をお願いいたします。

#### 10. 電子申請による算定基礎届の提出について

- (1) 「提出元ID」につきましては、前記9(3)をご参照ください。
- (2) 二以上勤務者にかかる算定基礎届、月額変更届は、他事業所と報酬月額の場合合算処理をおこなった上で決定通知書の作成や保険料の按分計算が必要となりますが、電子申請ではシステムに対応できていないため返戻となりますので、「届出用紙」により選択年金事務所へご提出をお願いいたします。
- (3) 厚生年金保険70歳以上被用者の各種届書については、現時点では電子申請の対応がされていないことから、管轄の年金事務所へ「届出用紙」によりご提出をお願いいたします。
- (4) 機構における電子申請は、申請者側からの取り下げ申請には、対応していないため、返戻の依頼については管轄の年金事務所へ電話連絡をお願いいたします。



## 別表

## 現物給与の標準価額

(東京都及び近県)

都県名	食 事 の 給 与					住宅の給与 (円)	その他の 給与 (円)	適用年月日 (施行)
	1人1か 月当り (円)	1人1日 当り (円)	朝食 (円)	昼食 (円)	夕食 (円)			
東京	18,900	630	160	220	250	昼1 昼1人 1か月 2,400	時価	24.4.1
埼玉	17,700	590	150	210	230	昼1 昼1人 1か月 1,580	時価	24.4.1
千葉	18,000	600	150	210	240	昼1 昼1人 1か月 1,530	時価	24.4.1
神奈川	18,300	610	150	210	250	昼1 昼1人 1か月 1,900	時価	24.4.1
山梨	17,700	590	150	210	230	昼1 昼1人 1か月 1,100	時価	24.4.1